長野県立学校職員の人事評価に関する規則及び長野県市町村立学校職員の 人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について

> 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

1 改正の理由

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、人事評価に関する 教育委員会規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

人事評価の一部又は全部を実施しないことができる職員に、会計年度任用職員を加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

長野県立学校職員の人事評価に関する規則及び長野県市町村立学 校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

(長野県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 長野県立学校職員の人事評価に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし」の次に「、地方公務員法第22条の2第1項に 規定する会計年度任用職員」を加える。

(長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第2条 長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし」の次に「、地方公務員法(昭和25年法律第261 号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長野県立学校職員の人事評価に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
(人事評価の実施の範囲)	(人事評価の実施の範囲)
第2条 人事評価は、全ての職員について実施する。ただし、地方公務員法第	第2条 人事評価は、全ての職員について実施する。ただし、臨時的任用の職
22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、臨時的任用の職員及び長野県	員及び長野県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指定する職員
教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指定する職員については、	については、その一部又は全部を実施しないことができる。
その一部又は全部を実施しないことができる。	

長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
(人事評価の実施の範囲)	(人事評価の実施の範囲)
第2条 人事評価は、全ての職員について実施するものとする。ただし、地方	第2条 人事評価は、全ての職員について実施するものとする。ただし、臨時
公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任	的任用の職員及び長野県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指
用職員、臨時的任用の職員及び長野県教育委員会教育長(以下「教育長」と	定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。
いう。) の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことが	
できる。	